資料3-1

# 北海道青少年健全育成基本計画(検討案(たたき台))について

# 第1 経過及び見直しの方向

年 月	事項	考え方
H19. 4	北海道青少年 健全育成条例 施行	「北海道青少年保護育成条例」を「北海道青少年健全育成条例」に改称 (基本計画) 第9条 知事は、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青少年の健全な育成に関する基本的な計画を定めなければならない。
H20. 3	北海道青少年健全育成基本計画策定	北海道青少年健全育成条例に基づき青少年の健全な育成に関する基本的な計画を策定  3 計画の期間 ○ この計画は2008(平成20)年度からおおむね10年間にわたる計画として策定しています。 なお、青少年を取り巻く社会情勢や環境の変化等を踏まえ、おおむね5年後に施策の進捗状況等の検証を行い、その結果等を踏まえ、必要に応じ、この計画の見直しを行うこととします。
H22. 4	子ども・若者 育成支援推進 法施行	子ども・若者の健やかな育成・子ども・若者が社会生活を 円滑に営むことができるようにするための支援などについて、 国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本事項を定める。 (子ども・若者育成支援推進大綱) 第8条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。 (都道府県子ども・若者計画等) 第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
H22. 7	子ども・若者 育成支援推進 大綱策定(国)	推進大綱として作成 <施策の基本的方向> 1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する 3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する
H26. 4	北海道青少年 健全育成条例 の施行	近年の情報化社会の急速な進展等、青少年を取り巻く環境の変化に対応するため北海道青少年育成条例の一部を改正 <主な改正内容> 1 条例対象年齢の下限撤廃 2 携帯電話端末等における有害情報閲覧防止措置 3 個室等への立入りの制限等 4 場所の提供等の禁止(指定薬物)

# 見直しの方向

北海道青少年健全育成条例の改正内容を踏まえるとともに、子ども・若者育成支援 推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけるよう見直しする。

### 第2 見直しの検討案(たたき台)

別紙1「北海道青少年健全育成基本計画(どさんこユースプラン)検討案(たたき台)」のとおり

#### 【見直しの概要】

- 1 「第1章 基本事項」について
  - (1) 計画の位置づけ

北海道青少年健全育成条例第9条に基づく基本計画であるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」と位置づける。

(2) 対象とする青少年の年齢の範囲

改正北海道青少年健全育成条例及び子ども若者ビジョンの対象年齢とする。 (主たる対象は30才未満とし、施策によっては40才未満までとする。)

2 「第2章 青少年を取り巻く現状と課題」について

青少年を取り巻く社会情勢や環境の変化を踏まえ、最新のデータに基づき加筆修正する。

3 「第3章 青少年健全育成の基本的考え方」について

国の大綱(子ども・若者ビジョン)を踏まえ、基本方針に「社会生活を営む上で困難を有する青少年への支援」を、同基本方針の施策の目標として「困難を有する青少年やその家族への支援」を追記する。

- 4 「第4章 青少年健全育成の施策と基本的方向と体系」について
  - (1) 「1 施策の目標と主な取組」について

### <主な見直し内容>

- ① 構成の見直し
  - ア 主な取組「(10)いじめ・不登校対策等の推進」を「(10)いじめ対策等の推進」 と「(33の6)不登校対策等の推進」に再構成

主な取組(10) いじめ・不登校対策等の推進 = 主な取組(10)いじめ対策等の推進 主な取組(33の6)不登校対策等の推進

**イ** 主な取組(18)の「社会への関心・興味の育成」を「社会参加意識の醸成」とし、 再整理

主な取組(18) 社会への関心・興味の育成 = 主な取組(18) 社会参加意識の醸成

- ウ 国の大綱(子ども・若者ビジョン)を踏まえ、基本方針に「社会生活を営む上で困難を有する青少年への支援」を、同基本方針の施策の目標として「困難を有する青少年やその家族への支援」を追記
- エ 上記基本方針の主な取組に、関連する既存の主な取組を移動するとともに、新たに主な取組として「ニート・ひきこもり等への支援」及び「子どもの貧困問題への対策」を追記

<関連する既存の主な取組>

(33の4)ひとり親家庭等の支援 (33の5)障

(33の5) 障害等のある青少年の支援

(33の6)<del>いじめ・</del>不登校対策等の推進 (33の7) 障がい者の教育・就労支援

( な し )主な取組(33の2)ニート・ひきこもり等への支援主な取組(33の3)経済的困難を抱える家庭への支援

オ 主な取組「(39)有害対策の推進」及び「(40)情報活用能力・情報モラル教育の 充実」を「(39)情報化社会への対応」として再構成

主な取組(39) 有害対策の推進 主な取組(40) 情報活用能力・情報モラル教育の充実

カ 主な取組「(41)消費者教育の推進」を「消費被害防止対策の推進」に名称変更

主な取組(41) 消費者教育の推進 = 主な取組(41) 消費被害防止対策の推進

- ② 主な取組の時点修正及び新たに追加した主な取組の加筆
- (2) 「2 計画に基づく施策体系」について 別紙2「北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策体系(素案検討用)」のとおり
- (3) 「3 主要な指標についての数値目標」 関係部局と協議のうえ、事務局で修正案を検討中
- 5 「第5章 推進体制」について 基本的には変更はなし(支庁→振興局の修正程度)。

### 第3 今後のスケジュール

平成26年	10月下旬	見直し素案の原稿について、審議会委員に意見照会→11月上
	1 1 1	旬期限→素案確定
	11~12月	見直し素案についてパブリックコメント等の実施
平成27年	1月上旬	見直し案について、審議会委員に意見照会→平成27年1月中
	! ! !	旬期限
	1月下旬	北海道青少年健全育成審議会より答申
	3月	改正計画策定 (予定)